

報道関係者 各位

令和8年9月11日

【照会先】

和歌山労働基準監督署

副 署 長 大島 欣久

◎第三方面主任監督官 楠本 真之

(電 話) 073 (407) 2200

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～高さ約4メートルの作業デッキから墜落～

和歌山労働基準監督署（署長 さいかひでもと 雑賀秀元）は、本日、こうのいけうんゆ 鴻池運輸株式会社ほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで、和歌山地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年3月19日、和歌山市湊地内の工場において、労働者に高さ約4メートルの作業デッキの上で作業を行わせるに当たり、同作業デッキの端に囲い、手すり、覆い等を設けなかった疑い。

1 被疑者

（1）鴻池運輸株式会社

本店所在地：大阪府大阪市中心区伏見町

事業内容：主たる業務は鉄鋼業

（2）同社 鉄鋼関西支店 業務第一部 製鋼作業課

チーフリーダーA

2 違反条文

被疑者鴻池運輸株式会社及び被疑者Aに対して、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落等による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 労働災害の概要

令和8年3月19日、和歌山市湊地内の工場において、労働者Bに高さ約4メートルの作業デッキの上で足場板の引き上げ作業を行わせていたところ、囲い、手すり、覆い等が設けられていない作業デッキの端から墜落し、重傷を負ったもの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下、「囲い等」という。）を設けなければならないとされています。

本件では、労働災害発生時に、囲い等の墜落による労働者の危険を防止するための措置が講じられていなかった疑いがあります。

5 参考資料

別添1 関係条文

労働安全衛生法 〈抄〉

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、・・・(中略)・・・、又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
(第二号以下略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 〈抄〉

(墜落等による危険の防止)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条文において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。